

# 特別定額給付金の申請はお済みですか

給付対象者1人につき10万円が給付される特別定額給付金の申請を受け付けています。お済みでない方は、早めの申請をお願いします。

## ◆郵送申請方式

市から世帯主宛に申請書を発送しています。

必要事項を記入し、必要書類(下記参照)を添えて同封する返信用封筒(切手不要)で返送してください。

## ◆オンライン申請

マイナポータルの「ぴったりサービス」を用

いた申請方法です。世帯主の方がマイナンバーカードをお持ちの場合に利用できます。オンライン申請について詳しくは、市ホームページ(右記QRコード参照)からご覧ください。



詳しくはこちら

### 郵送申請での必要書類

- ①特別定額給付金申請書(市から郵送します)
- ②申請者(原則世帯主)の本人確認書類の写し
- ③申請者(原則世帯主)の振込先金融機関の口座確認書類の写し

### 申請締め切り

郵送・オンライン  
いずれも

**8月31日(月)**

### お問い合わせ先

清瀬市特別定額給付金コールセンター

**☎0120-917570**

フリーダイヤル  
▶土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時

**【市からのお願い】** ご近所やお知り合いに、一人暮らしの高齢者、障害者、外国人の方がいらっしゃいましたら、特別定額給付金の申請漏れなどがないか、お声がけにご協力をお願いします。

## 募集

### 令和2年度 会計年度任用職員(専門職)を募集

区分	受験資格	人数
学童クラブ指導員	保育士の資格または教員免許を有する方、もしくは2年以上児童福祉事業に従事(常勤職員に準じた職務)した経験のある方	若干名
保育士	保育士の資格を有する方	
学校栄養士	栄養士の資格を有する方	

※地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、これまで任用してきた臨時・非常勤(一部除く)職員が、令和2年度から「会計年度任用職員制度」として名称・制度が変更されました。詳しくは、募集要項をご確認ください。

**【募集要項】** 7月1日(水)～13日(月)の平日午前8時30分～午後5時に職員課で配布(市ホームページからもダウンロード可)

**【申込】** いずれの区分も7月1日から13日までの平日午前8時30分～午後5時に所定の用紙に必要事項を

記入し、資格を証明するものの写しを添えて直接窓口または郵送(7月13日必着)で職員課職員係 ☎042-497-1843へ



詳しくはこちら

## 特別定額給付金を装った詐欺に注意!

特別定額給付金事業を装った詐欺行為が発生しています。手続きに当たり、市役所職員が現金自動預払機(ATM)の操作をお願いしたり、手数料の振り込みを求めると、また、クレジットカードの番号などの個人情報を知ることが絶対にありません。このような詐

欺にご注意ください。

詐欺が疑われる場合は、東村山警察署 ☎042-393-0110や消費生活センター ☎042-495-6212、消費者ホットライン ☎188(局番なし)、清瀬市防犯協会(事務局 ☎042-497-1848)などへご相談ください。

### 絶対に教えない! 渡さない!

暗証番号・口座番号・マイナンバー・通帳・キャッシュカード

## 募集

### 新型コロナウイルス感染症に伴う緊急雇用対策 会計年度任用職員(補助職)

市では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で経営状況の悪化などにより失業された方や、内定の取り消しを受けた方などを対象とした緊急雇用を実施します。

**【募集職種】** ①一般事務②作業員  
**【資格】** ①PC操作及び適切な接客ができる方②体力があり健康状態が良好な方  
**【応募】** 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により次のいずれかの状況にある市内在住の方。[1]離職または採用内定を取り消された方[2]アルバイト先の休業等により経済状況が悪化した方  
**【募集人数】** 若干名

**【募集要項】** 7月1日(水)から13日(月)までの平日午前8時30分～午後5時に職員課で配布。(市ホームページでダウンロード可)

**【申込】** 7月13日(必着)までに所定の用紙に必要事項を記入し、添付書類を添えて直接窓口(土・日曜日を除く)または郵送で職員課職員係 ☎042-497-1843へ  
※詳しくは募集要項参照。

## 熱中症から尊い命を守ろう

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、マスクを着用していると汗の蒸発が妨げられるなど体温調節ができず、脱水などを起こしやすくな



ります。こまめな水分補給と、窓を開け熱気を外に出し、エアコンなどで室温を調整するなど、熱中症に十分注意しましょう。

☎清瀬消防署 ☎042-491-0119

## 7月1日より、公共施設等の夜間利用を再開します

新型コロナウイルス感染症の動向を踏まえ、7月1日(水)より公共施設等の夜間利用を再開します。利用可能な時間については、市ホームページ(QRコード参照)からご確認いただくか、各施設にお問

い合わせください。利用の際は以下の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を引き続きお願いします。

詳細はこちら



- ◆利用時にはマスクの着用をお願いします。
- ◆利用前、休憩時、終了時に手洗いを行ってください。
- ◆発熱・風邪症状など、体調が優れない時は利用を控えてください。
- ◆代表者の方は、利用開始時及び利用中の参加者全体の体調を確認してください。
- ◆万一感染者が出た場合の積極的疫学調査に備え、代表者の方は参加者の氏名・連絡先等を記録し、提出してください。
- ◆人と人の間隔を十分に確保(2m程度)できる程度の人数でご利用ください。(定員の2分の1程度を目安)
- ◆30分ごとに数分間換気を行ってください。換気中は休憩するなど、近隣への配慮のためなるべく音を出さないでください。
- ◆可能な限り、近距離での会話や発声を避けてください。
- ◆利用中の飲食は、水分補給を除き控えてください。
- ◆広範囲に飛まつが飛ぶような活動は控えてください。
- ◆顔や体を密着させる活動は控えてください。

## 新型コロナウイルス感染症に関する問い合わせ先

**【新型コロナウイルス感染症に関する一般的な相談窓口(東京都コロナコールセンター)】**

感染の予防に関することや、心配な症状が出た時の対応など。☎0570-550571(午前9時～午後10時。土・日曜日、祝日含む)

※ナビダイヤルです。通話料は最初のガイダンスでご確認ください  
**【聴覚障害のある方などからの相談】** ☎03-5388-1396

**【新型コロナ受診相談窓口】**

少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐにご相談ください(これらに該当しない場合の相談も可能です)。▶息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがあ

る場合▶重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合▶上記以外の方で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

※症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。

☎多摩小平保健所 ☎042-450-3111(平日午前9時～午後5時)

☎都・特別区・八王子市・町田市合同電話相談センター ☎03-5320-4592(平日午後5時～翌午前9時と、土・日曜日、祝日の終日)

## 納税にご協力を

■夜間納税・納税相談 ☎7月29日(水)・30日(木)いずれも午後8時まで  
■日曜納税・納税相談 ☎7月26日(日)午前9時～午後4時

■土曜納税・納税相談 ☎7月11日(土)午前9時～正午  
場いずれも市役所徴収課窓口 ☎徴収課徴収係 ☎042-497-2045